

2018年度(2019年度活用分)調整力電源等調達に係る意見募集の回答について

	要綱	該当箇所	ご意見・お問い合わせ理由	当社からの回答
1	電源Ⅰ 需給バランス調整力 電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P16 要綱 第4章 1.⑤	(原案) 落札候補者決定、結果公表 (修正案) 現状では最高価格と平均価格のみの公表で、より詳細な情報の公開を希望。旧一電とその他アグリゲーターの割合や平均kWh単価や最低価格等公表内容の詳細化して頂きたい。 【理由】次年度以降の対応や、今後のDR普及のため発動があった時間等月程度の区切りで公表して欲しい。	一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方(2016年10月17日経済産業省)において、「一般送配電事業者は、電源Ⅰ及び電源Ⅱとして契約をした発電事業者等が競争上不利を被らないように配慮、(以下略)」に基づき、公表しております。 なお、電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約に基づく供出指令実績については、必要に応じて公表されておりますので、ご参照ください。電力広域的運営推進機関HP https://www.occto.or.jp/inkai/chouseikyoku/index.html
2	電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P22 要綱 第5章 3.(1).イ	(原案) 平日時間以外の時間および平日時間における発動回数が応札時に申し出ていただいた回数を超える場合においても、当社から電力の供出を要請する場合があります。この場合、可能な限り要請に応じていただきます。 (修正案) 回数制限を設け応札した場合、指定回数を超えても発動依頼がある場合には、プラスαのインセンティブや入札での加点を設けて頂きたい。また中間期の発動も回数に含めて頂きたい。 【理由】アグリゲーターと需要家との関係から無報酬での追加依頼は発動対応ができるとは思えないため、また発動時の状況により発動可否は回答させて頂くがアグリゲーター側にも加点要素を設けてほしい。	当社からの13回目以降の発動指令に応じていただいた場合には、契約電力未達時罰戻料金算定式における「発動回数」は、12回にその応じていただいた回数を加えた回数となります。平日時間以外の時間において供出を要請する際は、原則として契約電力未達時罰戻料金の発動回数およびペナルティの対象外となりますが、協議の上決定させていただきます。
3	電源Ⅰ 需給バランス調整力 電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P25 要綱 第6章 1.(1).ロ	(原案) 入札書類は部単位にまとめ、一式を、それぞれ封緘、封印のうえ、持参してください。 (修正案) 持ち込みではなく郵送対応を検討して頂きたい。書留など仕様指定でも構いません。 【理由】移動時間が膨大となるため。	提出および受領を双方確実に認識できるよう、対面での対応(受領時に当社より受領証を発行)とさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。
4	電源Ⅰ 需給バランス調整力 電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P17 要綱 第5章 1.(3).ハ	(原案) 契約開始時までに設備等の試運転や必要な対応工事、試験が完了していることが必要です。 (修正案) 供出が可能かどうかの試験発動や各エリア実施の有無が異なるため一本化して頂きたい。	安定供給の観点から、稀頻度の需給ひっ迫時における調整力として寄与いただくため、当社として契約開始時までにご準備が整っていることを確認させていただきたく存じます。 (修正案) 可能な限り、要綱の統一を図っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
5	電源Ⅰ 需給バランス調整力 電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P17 要綱 第5章 1.(1)	(原案) 募集要量 (修正案) I' でボジワット応札が増えた場合、DRが普及しない可能性があるためDROkWボジワットkW等募集枠を明確化して頂きたい。 【理由】仮にボジの応札が非常に多くなった場合、DR枠がなくなってしまう可能性がゼロではないため、太陽光調整などの発動も今後増加することが考えられるため。	経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件とならず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR専用枠を設けることは予定しておりません。
6	電源Ⅰ 需給バランス調整力 電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P43 要綱 第8章 1.(2)	(原案) 容量価格を月ごとに分けて支払い (修正案) 支払は協議により年一括に調整も出来るようお願いしたい。 【理由】最終月での出金の可能性もあるため。	基本的に契約書に則り対応させて頂きたく存じます。ご要望については、協議の上検討させていただきます。
7	電源Ⅰ 周波数調整力 電源Ⅰ 需給バランス調整力 電源Ⅰ 厳気象対応調整力		(修正案) 各募集調整力(I、II)の稼働時間を各エリア毎に月単位で公表して頂きたい。 【理由】今後各電源への展開なども考えて発動時間は把握しておきたいため。	経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に基づき、競走上不利になることを避けるため、事業者様に配慮しつつ、当社が指令をした調整力の電力量(kWh) 価格及び電力量については公表しておりますので、ご参照ください。 電力・ガス取引監視等委員会HP http://www.emsc.meti.go.jp/info/public/
8	電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P54 要綱 第9章 3	(原案) 満たすべき設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合、応札者(または契約者)はその求めに応じていただきます。 (修正案) 各エリアによって提出資料が異なりおどろいた資料が必要なか明確にしてほしい。但し提出資料のハードルが高すぎると調整力参入の足かせとなる可能性がある。	安定供給の観点から、稀頻度の需給ひっ迫時における調整力として寄与いただくため、当社として契約開始時までにご準備が整っていることを確認させていただきたく存じます。
9	電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P46 要綱 第8章 (9)イ (ロ) 契約書 第12条 3	(原案) 要綱には契約電力未達時罰戻料金=各コマの未達成割合÷(発動回数×0時間×2コマ)×基本料金×1.5と記載があり、契約書には上限は年間料金とするとある。 (修正案) どちらが正しいのか明確化して頂きたい。 (理由) 上限が年間料金となるのであれば手出しが無いため、供出を怠る事業者が出る可能性が懸念される。また供出についての質の低下につながる可能性が懸念される。	募集要綱P48第8章 契約条件1(9)ペナルティ 口ロ時罰戻料金 (ロ)に記載のとおり。「契約電力未達時罰戻料金」と「停止罰戻料金」の合計額は、年間の基本料金以下といたします。
10	電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P19 第5章 1. (5) 二(ロ)	(原案) 複数の需要者をまとめて1入札単位とするときは、当該複数の需要者がすべて一致するようにしていただきます。また、供出電力(kW)の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。 (修正案) また、供出電力(kW)の明確な区分が出来たことを前提に、複数入札を認めることとする。 【理由】他の調整力公募への入札にあたり、電源のみが複数入札できるとなり、電源とDR間で非対称性が発生するため。 【質問】電源について、エリアを跨いだ供出電力の明確な区分が可能と判断されたら推察するが、なぜ複数入札が認められるのか、具体的に教えてください。	供出電力(kW)が明確に区分できるのであれば、別案件として応札してください。 電源について、ユニットを特定したうえで容量単位の入札であることから明確に区分できると考えます。
11	電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P22 第5章 2. (1) 二(ハ)	(原案) 当社からの指令および要請は、同日中の複数回発動、連日の発動となる場合があります。 (修正案) なお、当社からの指令および要請は、1日に1回を基本とします。別途協議の上、1日に複数回の指令、連日の発動を行う場合があります。ただし、入札時点で同日中の複数回発動、連日の発動に対応可能である応札事業者には、非価格要素評価点の対象といたします。 【理由】同日中の複数回発動および連日の発動に対応できるDRは限られているため。	安定供給の観点から需給ひっ迫対応を原則として、都度の需給状況に応じて判断いたします。また、事業者様の予見性を高めるため、事前予告を実施しております。
12	電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P34 第6章 応札方法 様式4	(原案) 応札された電源Ⅰ 厳気象対応調整力の調整力提供能力・性能を把握する為、契約開始前に、応札者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。ただし、当社との調整力実績をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。 (修正案) 応札された電源Ⅰ 厳気象対応調整力の調整力提供能力・性能を把握する為、契約開始前に、応札者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。ただし、当社との調整力実績をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。 落札事業者の連関準備に要する期間を考慮し、試験の実施時期は、2020年3月以降に設定します。また、契約申込者が上記以外のエビデンスによって調整力提供能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。 【理由】2020年4月電源Ⅰ 連関に向けて、①落札後に貴社との契約協議、②簡易指令システムの構築、③需要家との契約協議、④契約締結後の子メーター設置工事、⑤小売事業者とネガワット調整金に関する契約締結、等、連関準備作業が膨大にあり、特に④はベースライン見える化を実現するため、電源Ⅰ 供出を技術的に担保するうえで必須。また、2019年度分の電源Ⅰ が2020年2月末まで運用中のため、試験の実施は3月以降とさせていただきます。また、既に発動実績のある需要家については、負担軽減の観点から、試験免除の対象としていただきます。	安定供給の観点から、稀頻度の需給ひっ迫時における調整力として寄与いただくため、当社として契約開始時までにご準備が整っていることを確認させていただきたく存じます。
13	電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P47 第8章 契約条件 1. (9)ペナルティ	(原案) ※1運用要件に定める最低発動回数の12回といたします。ただし、12回を超えて当社から電力の供出を要請した場合には、その超えた回数(発動回数の制限を超過している場合はそのうち要請に応じていただいた回数)を加えた回数といたします。 (修正案) 運用要件に定める発動可能回数は12回といたします。ただし、入札時に12回以上対応可能と申し出のうえ、非価格要素評価点の対象となる場合、12回を超えて当社から電力の供出を要請した場合には、その超えた回数(発動回数の制限を超過している場合はそのうち要請に応じていただいた回数)を加えた回数といたします。 【理由】12回以上対応できない事業者が参入できる公募にすると同時に、12回以上対応可能な応札事業者が適切に評価される公募にするため、将来の容量市場における発動指令電源との整合性を図るため。	当社からの13回目以降の発動指令に応じていただいた場合には、契約電力未達時罰戻料金算定式における「発動回数」は、12回にその応じていただいた回数を加えた回数となります。
14	電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P54 第9章 その他 1. (4)	(原案) 計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれる全ての発電機について電源Ⅰ 厳気象対応調整力(kW)契約ならびに電源Ⅰ 厳気象対応調整力(kWh)契約を締結し、全ての発電機の調整力提供に関する申出単価(V1、V2(以下調整)に応じていただける契約者に限ります。)が同一であることが条件となります。 【質問1】需要家が所有している自家発電設備から逆潮流で電源Ⅰとして供出する場合、集約することは可能か。 【質問2】集約可能な場合、集約の制限等はあるか。 例: 他の逆潮流の自家発電設備との集約は可だが、逆潮流しないDRの需要家は集約負荷、等 【質問3】集約の可否に関わらず、需要家が所有している自家発電設備が逆潮流で電源Ⅰに参加するにあたり、試験が必要になると理解しているが、試験に伴い供出する売電量はどのような扱いになるかご教示いただきたい。また、その際の手続きについてもご教示いただきたい。(例: 売電契約とDRが並立している場合、売電契約として扱われるのか。) 参考: 貴社が発動試験を義務付けない場合、弊社として当該需要家の電源Ⅰ 供出の実効性を確認するため、社内で試験を実施することになるが、その場合の試験に伴い供出する売電量はどのような扱いになるか、手続きについてもご教示いただきたい。	質問①への回答 基本は、発電機(DRを活用した供出の場合は需要家)単位で計量といたしますが、計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。 質問②への回答 なお、発電設備を活用した応札者に限ります。また、同一発電所内とさせていただきます。 質問③への回答 試験発動による供出量について当社との調整力契約による支払いはいりませんので、売電契約等により協議されるものと認識しております。
15	電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P39 第9章 その他 4. (2)	【質問】専用線オンラインについては、電源のみならず、DRが対象となり得ると理解しているが、DRアグリゲータ事業者向けの新設専用線オンラインの費用負担額、新設工事に要する期間、工事の施工区分等、可能な範囲で詳細をご教示いただきたい。	費用負担の範囲や負担額、工事の施工区分等、詳細については協議させていただきますのでご相談ください。
16	電源Ⅰ 厳気象対応調整力	全般 契約書	【お願い】 契約書関連の書類はできるだけ一元化・簡素化を図っていただきたい。 例: kWh・運用申告書等の書面を複数の契約書を分けて一つにまとめる、複数存在する需要家リストを一元化する、等 【理由】 関係者全ての業務効率化のため	貴重なご意見として承ります。契約時に協議させていただきます。

17	電源Ⅰ 厳気象対応調整力	-	-	募集容量の急激な減少は、DR事業者のみならず調整力を提供する需要家にも影響が大きいことから、減少する場合については3年程度の平均値等による激変緩和措置を検討していただきたい。	電力広域的推進機関主催の調整力及び需給バランス評価等に関する委員会の議論を踏まえ、募集容量とさせていただきます。
18	電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P42	要綱 第7章 3. ステップ5	(原 案)当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力公募に於かれ、当社以外の一般送配電事業者においても落札案件として仮決定した案件は、当社が落札するものとし、…(確 認)競合案件については、契約電源等の立地条件に関わらず、東電PGが落札決定した案件は東電PGとしての落札が優先されると読めるが、他電力の決定への影響は発生しないのか。	当該案件が接続供給契約または発電量調整供給契約を締結する一般送配電事業者の募集容量が未達となる可能性が従来より上昇することを回避するため、当該一般送配電事業者による優先落札としております。
19	電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P7	契約書(kW 設備) 第10条第2項	(原 案)運用要件に定める最低発動回数の12回といたします。ただし、12回を超えて当社から電力の供出を要請した場合には、その超えた回数(発動回数の制限を超過している場合はそのうち要請に応じた回数)を加えた回数といたします。(修正案)ただし、発動回数については運用要件に定める最低発動回数の12回を最低値とするいたします。またただし、12回を超えて当社から電力の供出を要請した場合には、その超えた回数(発動回数の制限を超過している場合はそのうち要請に応じた回数)を加えた回数とするいたします。【理由】 ✓主語の明確化 ✓発動回数の最低値が12回であることの明確化 ✓他の条文との語尾統一	ご指摘を踏まえ、明確化および語尾の統一をいたします。
20	電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P5	契約書(kWh 設備) 第9条(3)	(原 案)…本契約に付帯して交換する申告書および別途締結する電源Ⅰ 厳気象対応調整力(kW)等(以下総称して…(修正案)…本契約に付帯して交換する申告書および別途締結する電源Ⅰ 厳気象対応調整力(kW)契約書等(以下総称して…【理由】第8条にて定義済であるため。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
21	電源Ⅱ 周波数調整力	P5	契約書 第1条第3項(3)	(原 案)電源Ⅱ周波数調整力を提供する契約設備において、最低指令時かつAFC指令を除外しているにもかかわらず…(修正案)電源Ⅱ周波数調整力を提供する契約設備において、乙からの指令が最低指令時かつAFC指令を除外しているにもかかわらず…【理由】指令元の明確化、および第3項(2)と記載を合わせるため。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
22	電源Ⅱ 周波数調整力	P5	契約書 第1条第3項(3)	(原 案)第3条第1項に定めるBG計画において…(修正案)第3条第1項に定めるBG計画において…【理由】第3条第1項において「BG計画値」を定義しているため。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
23	電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P19	要綱 第5章(3)	「当社の系統に連系する設備等」が対象となっているが、東京エリア以外の設備による入札はできないのか(制度設計専門会合等で議論されている「電源Ⅰ」の広域的調達)との関係はどうか。	電力・ガス取引監視等委員会(経済産業省)の第39回制度設計専門会合(2019年6月25日)において、電源Ⅰの広域的調達に必要な連系線確保量の上限が示され、当社は電源Ⅰ 厳気象対応調整力を当社エリア外からも調達する予定です。本委員募集における募集要綱案(及び契約書ひな形)は、第38回制度設計専門会合(2019年5月31日)の内容をもとにしているため、当社エリア外からの調達を行わない前提の記載となっております。(募集開始時点では、当社エリア外からの調達を前提とした記載に変更いたします。)
24	電源Ⅰ 周波数調整力 電源Ⅰ 需給バランス調整力 電源Ⅰ 厳気象対応調整力	-	要綱 第5章(1)	各要綱毎の募集容量はいつ頃決定される見通しか。	電力広域的推進機関から一般送配電事業者へ通知される『調整力の公募にかかる必要量等の考え方』により決定され、入札募集開始時に募集量をお知らせいたします。
25	全般	-	-	調整力公募は対象電源の細分化により募集要綱・契約書が多く、全体像の把握が難しいが、公募全体に関する概要説明資料等を公表される予定はないか。	調整力公募の概要については、弊社HPに掲載しておりますのでご参照下さい。 http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/reserve/2019/index-j.html
26	電源Ⅰ 周波数調整力	P14	要綱 第3章 3. (3)	(原案)当社が周波数制御または需給バランス調整を行うため、当社中央給電指令所(以下「中給」といいます。)システムから、専用線を用いた通信伝送ルートを通じて、運転指令することをいいます。【意見】オンライン設備に関して、旧一般電気事業者の所有設備特有のものになるため、同等性能を持つ簡素な仕様やオフライン発電所を検討頂きたい。	既存の電力網と一般の電源が接続されるため、事業者さまに対して旧一般のオンライン接続と同条件で通信することにより、セキュリティ上のリスクを回避することを目的に、指令時は専用線オンライン設備を使用しております。
27	電源Ⅰ 周波数調整力	P22	要綱 第5章 2. (1)	【意見】 ・旧IPP電源の参入が容易となるように、旧IPP電源が減点とならない要求水準まで機能要件の緩和を検討いただきたい(AVC変化速度的要求水準を5%以上から4%以上にするなど)。 ・周波数制御機能は性能仕様とし、詳細仕様は自由とすべき理由 ・経済的な調整力確保の面から、旧IPP電源は今後重要な役割を担っていくと考えられる。しかし現在の要件では旧IPP電源でも減点なしでの入札は困難であり、結果として昨年度、今年度とも、旧一電保有の電源が太宗を占めている。	安定供給の観点から、必要な仕様を設定させていただいております。
28	電源Ⅰ 周波数調整力	P35	要綱 第6章 様式4	【意見】周波数制御機能は性能仕様とし、詳細仕様は自由とすべき	安定供給の観点から、必要な仕様を設定させていただいております。
29	電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P14	要綱 第3章 3. (7)、(8)	(原案)「需要者側で消費電力量を調整することにより、需給バランスを保つ仕組みをいいます。」「複数のDR可能な需要家を集約し、それらを統合的に制御することにより、当社に調整力を提供する事業者をいいます」(修正案)ネガワットとポジワットの評価を統一すること。【理由】普段逆潮をしているサイトにて、負荷調整によりネガワットを創出し、逆潮流を増加させることが出来る需要家の参入につながると考えられるため。	発電機を特定し、容量単位で契約を締結している需要家さまが、3hの運転継続時間を満たすため負荷抑制により逆潮流を増加させることは否定しておりません。
30	電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P18	要綱 第5章 4. 入札単位	(原案)入札は、原則として発電機等を特定し、容量単位で実施していただきます。ただし、DRを実施可能な需要者を集約し、各需要者の需要抑制を実施することにより、電力の供出を行なう場合は、複数の需要者をまとめて1入札単位といたします(修正案)入札は、需要者ごとに容量単位で実施する。なお、通常時は受電している需要家が、発電機の出力増等により逆潮流まで可能である場合、この需要家の容量はDRIによる削減量と逆潮流を足し合わせたものとす。【理由】普段は系統より受電している需要家が、保安用等のために逆潮流出来る容量の自家発電を保有している場合、受電ベースラインから需要削減分と逆潮流分の電力を足し合わせた容量をDRの容量とみなすことが出来るのではないかと。例：構内負荷が1,500kWであり、1,000kWの自家発電を2台保有しており、普段は1台のみ稼働しているような顧客を想定。普段は系統から500kW受電しているが、遊休自家発電を活用すると、500kWの逆潮流が可能である。このような需要家は、系統に逆潮流するため、現状では発電機とみなされるが、最低入札容量を満足しないため、活用することが出来ない。	「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」(平成28年10月17日経済産業省)、電源Ⅰは「原則としてユニットを特定した上で、容量単位による応札を受け付ける」の記載に基づき、需要削減分の供出と発電による供出を別案件として応札してください。
31	電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P23	要綱 第5章 3. (2)	(原案)過去に契約電力未達時罰料金の対象となったことがある応札者について、契約電力を供出できることを証明する資料の追加提出(修正案)上記の内容に加え、追加資料の詳細や提出できなかった場合の応札者への対応方法を具体的に記入する。【理由】現状記載されている内容では、具体的にどのような資料を提出する必要があるか不明確であるとともに、なんらかの理由で提出不可の情報が含まれていた場合の対応方法についても不明確であるため。	安定供給の観点から、種類度の需給ひっ迫時における調整力として寄与いただくため、当社として確実に供出ができる根拠を確認させていただきたく存じます。
32	電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P41	要綱 第7章 3.	(原案)「ステップ4」(略)応札量が「落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を超える案件に対し、ステップ3の総合評価点を応札量で除して「落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を乗じた値を、総合評価点とみなし、(略)(修正案)上記に内容に加え、「応札量の調整が可能な場合の調整契約電力」を鑑みた場合の落札案件の決定方法を具体的に記入する。【理由】現状記載されている内容では、総合評価点の決定のフローが不明確であり、「落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を超える案件について、(原案)のみの修正がなされるのか、「応札量の調整が可能な場合の調整契約電力」を考慮したうえで、(原案)の修正がなされるのか不明確であるため。	ステップ4の評価につきましては、入札書(様式1)の項目12に記載の調整契約電力による応れも含めて、対象を選定いたします。
33	電源Ⅰ 厳気象対応調整力	P22 P46	要綱 第5章 3. (1) 第8章 1. (5)	(P22原案)また、平日時間以外の時間においても、当社から電力の供出を要請する場合があります。この場合、可能な限り要請に応じていただきます。(P46原案)平日時間において、当社からの発動指令にも係らず、運転継続時間において、契約者が提供した30分単位のコマごとの電力量が電源Ⅰ 厳気象対応調整力(kW)契約電力を2で除してえた値に達しない場合は、年度末の3月分の基本料金を割引くものといたします。【確認】平日時間以外の時間の発動要請に応じられない場合は、ペナルティに該当しないとの理解でよろしいか。【理由】契約条件の明確化のため	平日時間以外の時間において供出を要請する際は、原則として契約電力未達時罰料金の発動回数およびペナルティの対象外といたしますが、協議の上決定させていただきます。

以上